

仕 様 書

この仕様書は、茨城県立こども病院の次に掲げる業務及び物品供給の契約について必要な事項を定めるものとする。

1 対象物件

契約対象物件	納入場所
(1) 医薬品等物流管理業務委託 (2) 医薬品等供給単価 ※(2)について、品名規格等の詳細は別添のとおり	茨城県水戸市双葉台3丁目3番地の1 茨城県立こども病院内

2 契約期間

(1) 令和8年4月1日 ～ 令和10年3月31日

(2) 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

※ただし、(1)の契約期間中は、落札業者と単年度ごとに価格の見直しを行うこととする。

3 契約方法

一般競争入札 (1) 医薬品等物流管理業務委託

随意契約 (2) 医薬品等供給単価契約

※(1)を落札した業者と(2)を締結する。

4 支払方法

当月に納入した数量をとりまとめ、納入総額に法定税額を乗じて得た額(円未満四捨五入)を加算して、月末日に請求書を提出する。代金は翌月末までに口座振替払いにより支払われる。

5 業務の目的

- (1) 医薬品管理に係る各種関連業務の軽減と効率化
- (2) 医薬品管理の期限切れの防止
- (3) 医薬品の調達コスト削減
- (4) 病院経営分析のためのデータ確保と提供
- (5) 医療情報システムとの効率のよいデータ連携

6 供給及び管理等の委託概要

- (1) 受託業者は調達した医薬品等(以下「物品」という。)を病院が指定した数量・場所に搬送・供給することができること。
- (2) 供給された物品の債務は消費分とする(消化払い)。また、返品を行う際は、物品の詳細等がわかる伝票等を病院宛てに発行することで、供給側と病院側の双方

での確認ができる体制をとること。

- (3) 病院で使用した物品を速やかに補充できる体制が可能なこと
- (4) 物品の適正な定数管理の確立や医事請求業務と連携できる一元管理システムであること。

7 供給業務仕様

(1) 供給業務方法

- ①受託者が準備する電算システムで病院からの発注を受け、その発注データに基づき、調達から納品までを実施する。
- ②メーカー又は取扱業者より一括して仕入れ、契約又は協議の上決定した価格で病院があらかじめ指定した場所に指定した数量を供給すること。

(2) 搬送供給場所

茨城県立こども病院	1階	薬剤科内倉庫			
	2階	2A病棟	2B病棟	PICU/HCU病棟	手術室
	3階	NICU/GCU病棟			

(3) 物品の供給の取扱い

- ①物品入庫の際、破損・汚れ・有効期限などの確認を行うこと。またロット番号（製造番号）が不揃いのものは納入しないこと。
- ②物品の取扱単位は指定の納品単位とする。
- ③供給される物品は不足の事態を考慮し、緊急・夜間・休日等も供給ができる体制を確保すること。なお、請求事例ごとの事情を考慮した上で、誠実時対応し、診療行為に支障を来さぬよう業務を実施すること。

8 管理業務仕様

(1) 管理業務内容

物品を一元的に管理する電算システム（以下「SPDシステム」という。）により、病院が調達する物品に係る次の管理業務を行うことを条件とする。また、SPDシステムにより消費された物品の在庫管理ができること。

管理業務

- | | |
|-------------|---------------|
| ・薬品の分類 | ・病院の指定した数量の包装 |
| ・薬品の搬送・供給 | ・定数管理 |
| ・有効期限管理 | ・薬品のマスタ管理 |
| ・診療報酬に関する情報 | ・その他病院の指定した業務 |

(2) SPDシステム

下記の要求を全て満たすことのできるSPDシステムソフト及び電算機器一式を受託者が全て準備すること。

①帳票及びデータ

- (ア) 購買管理機能（発注入力、納品入力、薬剤部と受託者との発注連携）
- (イ) 購入実績表（単契・随契区分）
- (ウ) 費目別購入実績表（勘定科目別）
- (エ) 薬品区分別購入実績表（内服薬、注射薬、造影剤、消毒薬、外用薬等）

②仕様

将来的な発展性も含めて下記事項を満たし、機能性として優れているシステムであ

ること。

(ア) 医療情報システムとの連携が図れるシステムであること。

(イ) システムに蓄積されたデータはエクセル形式で取り出し可能なシステムであること。

(ウ) システムは、ユーザーID、パスワードによるセキュリティ管理機能を有すること。

③マスタ管理

(ア) 調達する物品のマスタ登録、管理を適切に行い、商品情報の充実を図ること。

(イ) 日々、月刊、年間の滴的なマスタメンテナンス管理を実施すること。

④電算機器の構成内訳を提案書へ記載すること。なお、管理用端末・プリンター（レーザー）及びハンディ端末を必要台数分確保すること。

⑤受託者は、業務に支障を来さぬよう、設置した機器等は適切に管理すること。

⑥受託者は、設置した機器等の障害発生時における対応体制を提出すること。

9 配置物品の免責区分

(1) 病院負担

①紛失

②配置後の破損

③SPD管理に適さない物品

(2) 受託業者負担

①期限切れ（ただし、上記(1)③を除く）

②配置前の破損

(3) その他

上記(1)(2)に定めのない場合は両者協議し定める。

10 その他

(1) 利用設備

①病院が所有する既存の収納棚及び設備等において、受託者が貸与を申し出て、病院がそれを認めたものについては貸与する。

②受託者は貸与された設備等を善良な管理・注意をもって使用すること。

③データ管理・送信等で回線が必要な場合は、全ての費用（工事費・使用料・保守等）を受託者負担により専用回線を確保する。

④受託者負担により設置した設備等において当該業務に係る高熱水費は病院負担とする。

⑤その他業務範囲については病院・受託者双方において誠実に協議し内容を明確にする。

(2) 入札金額は、SPD業務委託は1床あたりの税抜きでの月額、医薬品等は各品目の税抜きでの納入価を記載する。

(3) 落札業者の決定は、年間のSPD業務委託料（1床あたりの金額×115床×12ヶ月）の最低価格落札業者とする。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議し定めるものとする。